

国立大学法人京都大学総長学内予備投票実施細則

(平成16年6月8日教育研究評議会決定)

第1条 この細則は、国立大学法人京都大学総長学内予備投票規程（平成16年6月8日教育研究評議会決定。以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、学内予備投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 この細則において「部局」とは、別表~~第1~~に掲げるものをいう。

~~2 この細則において、理事は、本部の事務組織に属するものとして取り扱うものとする。~~

第3条 規程第7条の通告（以下「投票通告」という。）は、候補者資格を有する者の名簿その他~~投票選挙~~に関し必要な事項を記載した文書を添えて行う。

第4条 教育研究評議会は、投票通告の後、投票通告又は前条の規定により添付された名簿若しくは文書の内容に変更があったときは、速やかに、その旨を投票資格を有する者に通知するものとする。

第5条 投票（~~規程第8条第3項の不在者投票を含む。~~）は、部局ごとに、当該部局の長（~~本部の事務組織にあつては総務部長。以下同じ。~~）が定める投票所において行う。ただし、必要があるときは、二以上の部局が合同して、当該関係部局の長が協議して定める共同の投票所で行うことができる。

~~2 前項に定めるもののほか、不在者投票の場合にあつては、教育研究評議会が定める投票所において投票を行うことができる。規程第8条第4項に定める投票管理者は、当該投票所を置く部局の長をもって充てる。ただし、前項ただし書の場合にあつては、当該関係部局の長のうちからその協議により定めるものをもって充てる。（第7条へ）~~

~~3 投票は、投票用紙のみを投票箱に投入して行う。ただし、不在者投票は、投票用紙を投票用封筒に封入し、投票することによって行う。~~

第~~6~~~~15~~条 規程第8条第2項ただし書の規定により学内予備投票を郵便によって行う者は、~~原子炉実験所及び霊長類研究所並びに部局の長の申出に基づき投票のつど教育研究評議会が指定する別表第2に掲げる部局又は部局の施設に勤務する者とする。~~

~~2第16条~~ 規程第8条第2項ただし書の郵便による投票は、投票用紙を投票用封筒に封入したものを更に郵送用封筒に封入し、その外皮の裏面に投票者の住所、所属部局及び氏名を明記のうえ、所定の期間内に教育研究評議会に到達するよう国内の郵便局に差し出し、又は郵便差出箱（郵便ポスト）に投函することによって行う。

第7条~~2~~ 規程第8条第4項に定める投票管理者は、~~第5条第1項本文の場合にあつては当該投票所を置く部局の長をもって充てる。ただし、第5条前項第1項ただし書の場合にあつては、当該関係部局の長のうちからその協議により定める者を、第5条第2項の場合にあつては教育研究評議会が指定する者をもって充てる。~~

第8~~0~~条 各投票所における投票に関する事務は、投票管理者が処理する。

~~2 前条第2項ただし書の規定により、投票管理者を定めたときは、関係部局の長は、連名で、その旨を教育研究評議会に報告しなければならない。~~

~~23~~ 投票管理者が当該投票所における投票に関する事務を処理し得ない事情があるときは、あらかじめ投票管理者の指定する者がその職務を代行する。

第9~~14~~条 投票管理者は、第5条第1項の規定により定めた投票所の場所、~~及び~~連絡方法及び共同の投票所を置くときは当該投票所において投票を行う部局並びに~~前第6条第~~

~~2~~項の規定により定めたその職務を代行する者の氏名を教育研究評議会に報告しなければならない。

第10条 各投票所には、投票立会人2名以上を置かなければならない。

2 投票立会人は、当該投票所において投票すべき投票資格を有する者（第5条第2項の場合にあっては投票資格を有する者）のうちから投票管理者が選任する。

3 投票立会人がその職務を行い得ない事情があるときは、あらかじめ投票管理者の指定する者がその職務を代行する。

第11条 投票は、指定された期日及び時間内に行うものとする。

2 投票用紙（不在者投票の場合にあっては投票用紙及び投票用封筒）は、投票管理者を経て、投票所において交付する。ただし、郵便による投票を行う者には、当該部局の長を経て、あらかじめ投票用紙、投票用封筒及び郵送用封筒を交付する。

3 投票用紙の交付を受けようとする者は、職員証を提示し、投票用紙交付簿に署名~~又は捺印~~しなければならない。

4 前項に定めるもののほか、不在者投票の場合において、投票用紙等の交付を受けようとするときは、不在者投票申告書に学内予備投票の実施の期日又は時間内に投票を行うことが困難な事由その他所定の事項を記載して、投票管理者に提出しなければならない。

第12条 投票所における投票が終了したときは、投票管理者は、投票送達書を添えて、速やかに、当該投票を規程第9条第2項に定める開票管理者に送達しなければならない。

2 開票管理者は、総長をもって充てる。

3 開票管理者は、第1項による投票の送達を受けたときは、投票の数を確認のうえ、投票受領書を交付するものとする。

第13条 所定の期間内に到達した郵便による投票は、郵送用封筒に封入のままその外皮の見やすい箇所に受理したこと及び受理の日付を示す証印をし、かつ、到達の日ごとに、投票の数を投票日計書に記載のうえ、してその末尾に開票立会人（規程第9条第3項に定める開票に立ち会う評議員をいう。以下同じ。）2名が署名捺印した投票日計書とともに、開票管理者が保管するものとする。

2 所定の期間外に到達した郵便による投票は、厳封して保管し、規程第4条の規定により総長予備候補者が定められた後開票立会人の立会いのもとに速やかに廃棄する。

第14条 不在者投票は、投票用封筒に封入のまま、投票の日ごとに、投票の数を投票日計書に記載のうえ、してその末尾に開票立会人2名が署名捺印した投票日計書とともに、開票管理者が保管するものとする。

第15条 開票は、~~遅滞なく~~、本学所在地に設ける開票所において、開票立会人（規程第9条第3項に定める開票に立ち会う評議員をいう。以下同じ。）の立会いのもとに、全投票を混同して行う。

~~2 開票は、全投票を混同して行うものとする。~~

第16条 開票立会人は、教育研究評議会における2名連記の投票により選出する。

2 前項の投票における得票順位が第5位から第14位までの者は、開票立会人予定者とし、開票立会人がその職務を行い得ない事情があるときは、その得票順位に従い開票立会人となる。

3 前2項の場合において、得票同数のときは、年長者を先順位とする。

第17条 開票が終わったときは、開票立会人は、開票の結果を記入した開票記録書

を検査し、その記載が正当であると認めるときは、毎葉の綴目に契印し、かつ、末尾に署名捺印するものとする。

第18条 次の投票は、無効とする。

- (1) 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- (2) 候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、所属、職名又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。
- (3) その他成規の方式に反してなされたもの

2 前項に定めるもののほか、投票の効力につき疑義があるときは、開票立会人が合議によりこれを決定する。

~~第14条 投票管理者は、第5条の規定により定めた投票所の場所及び連絡方法並びに第6条第3項の規定により定めたその職務を代行する者の氏名を教育研究評議会に報告しなければならない。~~（第9条へ）

~~第15条 規程第8条第2項ただし書の規定により学内予備投票を郵便によって行う者は、別表第2に掲げる部局又は部局の施設に勤務する者とする。~~（第6条第1項へ）

~~第16条 規程第8条第2項ただし書の郵便による投票は、投票を投票用封筒に封入したものを更に郵送用封筒に封入し、その外皮の裏面に投票者の住所、所属部局及び氏名を明記のうえ、所定の期間内に教育研究評議会に到達するよう国内の郵便局に差し出し、又は郵便差出箱（郵便ポスト）に投函することによって行う。~~（第6条第2項へ）

~~2 郵便による投票を行う者には、当該部局の長を経て、あらかじめ投票用紙、投票用封筒及び郵送用封筒を交付する。~~

~~3 投票用紙等の授受は、文書によりこれを明らかにしておかなければならない。~~

~~第17条 所定の期間内に到達した郵便による投票は、郵送用封筒に封入のまま、その外皮の見やすい箇所に受理したこと及び受理の日付を示す証印をし、かつ、到達の日ごとに、投票の数を投票日計書に作成のうえ、その末尾に開票立会人2名が署名捺印するものとする。~~（第13条へ）

~~2 所定の期間外に到達した郵便による投票は、厳封して保管し、規程第4条の規定により総長予備候補者が定められた後開票立会人の立会いのもとに速やかに廃棄する。~~

~~第18条 規程第8条第3項に定める不在者投票は、所定の期間内に教育研究評議会の定める不在者投票所において行うものとする。~~

~~2 不在者投票は、投票を投票用封筒に封入し、投票することによって行う。~~

~~3 第8条の規定は、不在者投票の場合に準用する。この場合において、「投票用紙」とあるのは、「投票用紙及び投票用封筒」と読み替えるものとする。~~

~~第19条 不在者投票所の投票管理者は、総長が選任する。~~

~~第20条 不在者投票所には、投票立会人2名以上を置かなければならない。~~

~~2 投票立会人は、投票資格を有する者のうちから総長が選任する。~~

~~3 投票立会人がその職務を行い得ない事情があるときは、あらかじめ投票管理者の指定する者がその職務を代行する。~~

~~第21条 不在者投票は、投票用封筒に封入のまま、投票の日ごとに、投票の数を投票日計書に記載のうえ、その末尾に投票立会人が署名捺印するものとする。~~（第14条へ）

第19条 投票用紙、投票用紙交付簿、投票送達書、投票受領書、開票記録書、投票用封筒、郵送用封筒、不在者投票申告書及び投票日計書の様式は、教育研究評議会の定

めるところによる。

第2023条 学内予備投票の実施に関する事務は、別段の定めのある場合を除くほか、教育研究評議会の管理のもとに、総務部総務課が行う。

附 則

この細則は、平成16年6月8日から実施する。

附 則

この細則は、平成20年2月19日から実施する。

別表~~第1~~

文学研究科

教育学研究科

法学研究科

経済学研究科

理学研究科

医学研究科~~(医学部保健学科を含む。)~~

薬学研究科

工学研究科

農学研究科

人間・環境学研究科

エネルギー科学研究科

アジア・アフリカ地域研究研究科

情報学研究科

生命科学研究科

地球環境学堂

公共政策連携研究部

経営管理研究部

化学研究所

人文科学研究所

再生医科学研究所

エネルギー理工学研究所

生存圏研究所

防災研究所

基礎物理学研究所

ウイルス研究所

経済研究所

数理解析研究所

原子炉実験所

霊長類研究所

東南アジア研究所

附属図書館

医学部附属病院

学術情報メディアセンター
放射線生物研究センター
生態学研究センター
地域研究統合情報センター
放射性同位元素総合センター
環境保全センター
国際交流~~留学生~~センター
高等教育研究開発推進センター
総合博物館
産官学連携~~国際融合創造~~センター
低温物質科学研究センター
フィールド科学教育研究センター
福井謙一記念研究センター
こころの未来研究センター
保健管理センター
カウンセリングセンター
大学文書館
物質－細胞統合システム拠点

事務本部

本部の事務組織（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。）

宇治地区事務部

三研究科共通事務部

~~医療技術短期大学部事務部~~

~~別表第2~~

~~原子炉実験所~~

~~壺長類研究所~~

~~理学研究科附属天文台飛騨天文台及び附属地球熱学研究施設~~

~~農学研究科附属牧場~~

~~防災研究所附属災害観測実験センターの潮岬風力実験所、白浜海象観測所、徳高砂防観測所及び大潟波浪観測所並びに附属地震予知研究センターの上宝観測所、北陸観測所、鳥取観測所、徳島観測所、毛鶴峯観測所及び宮崎観測所並びに附属火山活動研究センター並びに附属斜面災害研究センター徳島地すべり観測所~~

~~フィールド科学教育研究センターの施設のうち、森林ステーションの芦生研究林、北海道研究林及び和歌山研究林並びに里域ステーションの徳由試験地及び紀伊大島実験所並びに海域ステーションの舞鶴水産実験所及び瀬戸臨海実験所~~

~~その他部局の施設のうち、部局長の申出に基づき選挙のつと教育研究評議会が指定するもの~~